

亀山市告示第103号

次のとおり公印の廃止をしたので、亀山市下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27年亀山市規則第2号）第83条の規定により準用する亀山市公印規則（平成17年亀山市規則第7号）第5条第4項の規定により告示する。

令和4年4月5日

亀山市長 櫻井 義之

種類	名称	印影	使用範囲	廃止の日
職印	亀山市長印	[略]	公共下水道事業の預貯金、小切手、支払通知、送金通知及び現金支払依頼用	令和4年3月31日